

優先調達方針推進の流れ

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり事務を進めます。

①②⑤→保健福祉課福祉グループの事務

③④→物品等の発注を行う課において行う事務

①調達方針の公表

ホームページ等により、調達方針を公表します。

②情報の周知

障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各課へ周知します。

③発注

発注担当課は物品等購入の際、随意契約の活用などにより、可能な限り障害者就労施設等への発注の拡大に努めることとします。

(予算の適正な執行と公平性・競争性の確保に留意)

④発注実績の報告

発注担当課は、障害者就労施設等への発注実績がある場合、保健福祉課福祉グループへ報告します。

⑤調達実績の公表

年度終了後、ホームページ等により物品等の内容や金額を公表します。